

## 日本学術会議会員の任命拒否の撤回を求める意見書（案）

日本学術会議第25期会員任命に際し菅義偉首相は、日本学術会議側が推薦した105名の会員候補のうち、6名の任命を拒否しました。首相は、臨時国会審議のなかで任命拒否の理由として「総合的、俯瞰（ふかん）的な立場」「多様性の重視」「事前調整がされなかった」などと述べましたが、その後も大学や学術団体、市民団体などから不当性を批判する声とともに撤回を求める声があがっています。

戦前・戦中の痛苦の経験から、日本国憲法に「思想及び良心の自由」（第19条）、「表現の自由」（第21条）、「学問の自由」（23条）などが盛り込まれました。

太平洋戦争のさ中、日本学術会議の前身「学術研究会議」はその独立性が奪われ、会長・会員の内閣任命、戦争遂行のための研究をさせられた歴史があります。戦後、日本学術会議第1回総会で採択された声明には、「これまでわが国の科学者がとりきたった態度について強く反省し、今後は、科学が文化国家ないし平和国家の基礎であるという確信の下に、我が国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献せんことを誓う」と宣言しています。

山際寿一前京都大学総長・前学術会議会長は、「国の最高権力者が『意に沿わないものは理由なく切る』と言い出したら、国じゅうにその空気は広がる。・・・それは着実に全体主義国家への階段を上っていくことになる」と警告しています。

日本学術会議の自立性、独立性を保つことは、多様な角度から真理を追究する学術研究を発展させ、社会全体が科学の成果を享受するために欠かせません。

今回の会員人事への介入は、政府による自由な学術研究の統制と異論を排除する社会をつくり出し、政府見解への忖度を国民にせまり、物言えぬ風潮を強めることになる暴挙と言わざるを得ません。

以上のことから、任命拒否を撤回し、会員候補者6名を速やかに任命することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年 月 日

茨城県議会議長 森田悦男

### 【提出先】

内閣総理大臣